

◎ 東日本旅客鉄道株式会社訪日外国人旅行者等向け IC カード乗車券取扱規則の一部改正

東日本旅客鉄道株式会社訪日外国人旅行者等向け IC カード乗車券取扱規則の一部を次のように改正し、2023 年 3 月 18 日から施行する。

改正前	改正後
(前略)	(前略)
<p>(Welcome Suica の制限事項等)</p> <p><b>第 12 条</b> 小児用 Welcome Suica の利用者が満 12 才に達する日以後の最初の 3 月 31 日を経過したときは、当該小児用 Welcome Suica を使用することができません。</p> <p>2 IC 規則<b>第 26 条</b>に規定する Suica 定期乗車券は、Welcome Suica によるサービスにおいては、取扱いを行いません。</p> <p>3 小児用 Welcome Suica を利用する場合、利用者は小児であることを確認できるパスポート等の公的証明書を携帯し、係員の請求があったときは、いつでも呈示しなければなりません。</p> <p>4 Welcome Suica を利用する場合、旅行会社等を通じて購入した Welcome Suica (Suica 企画乗車券付き) 等当社が認める一部の場合を除き、利用者は当該 Welcome Suica のレファレンスペーパーを携帯し、係員の請求があったときは、いつでも呈示しなければなりません。</p> <p>5 Suica 企画乗車券を購入する場合、Suica 企画乗車券の有効期間が当該 Welcome Suica の有効期間を経過して購入することはできません。</p>	<p>(Welcome Suica の制限事項等)</p> <p><b>第 12 条</b> 小児用 Welcome Suica の利用者が満 12 才に達する日以後の最初の 3 月 31 日を経過したときは、当該小児用 Welcome Suica を使用することができません。</p> <p>2 IC 規則<b>第 3 条</b>に規定する Suica 定期乗車券は、Welcome Suica によるサービスにおいては、取扱いを行いません。</p> <p>3 小児用 Welcome Suica を利用する場合、利用者は小児であることを確認できるパスポート等の公的証明書を携帯し、係員の請求があったときは、いつでも呈示しなければなりません。</p> <p>4 Welcome Suica を利用する場合、旅行会社等を通じて購入した Welcome Suica (Suica 企画乗車券付き) 等当社が認める一部の場合を除き、利用者は当該 Welcome Suica のレファレンスペーパーを携帯し、係員の請求があったときは、いつでも呈示しなければなりません。</p> <p>5 Suica 企画乗車券を購入する場合、Suica 企画乗車券の有効期間が当該 Welcome Suica の有効期間を経過して購入することはできません。</p>
(以下略)	(以下略)